

第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画

(袖ヶ浦市教育振興基本計画)

令和8年度～13年度



未来を創る 心豊かで
いきいきとした 人づくり

令和8年2月

袖ヶ浦市教育委員会

「こども」表記について

国は、こども基本法（令和４年法律第７７号）の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用を推奨しています。

第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画の策定にあたり、従前計画において「子ども」としていた箇所について平仮名表記の「こども」に変更しています。

ただし、「子ども」または「子供」と表記している名称等を引用している場合は、そのままの表記としています。

「教育のまち袖ヶ浦」の更なる発展を目指して

本市では、都心部への良好なアクセス環境と自然豊かな地域特性により、人口が緩やかに増加している中で、未来を担うこどもたちの成長を支え、市民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、「人づくり」を中心とした教育の振興を図ってきたところです。



一方で、本市を取り巻く社会経済情勢は急速に変化しており、学校や地域が抱える課題が複雑・多様化している中、第三期教育ビジョンの基本目標である「未来を創る 心豊かでいきいきとした 人づくり」の実現に向け、本市の教育の羅針盤として更なる振興を目指すべく、今後6年間の施策を示す後期計画を策定しました。

こどもの分野においては、将来の予測が困難な時代において、未来に向けてこどもが自ら社会の創り手となることができるよう、こどもの資質・能力の育成を図るとともに、心身の健康の増進と体力の向上を図ってまいります。

生涯学習の分野においては、人生100年時代を迎えるにあたり、すべての人のウェルビーイングの実現に向け、生涯にわたって学び・活躍できる環境づくりを推進するとともに、地域住民における学びの場の強化や、社会教育を推進してまいります。

文化財・文化芸術の分野においては、文化芸術や伝統芸能等に触れる機会の提供と参加の支援により、地域の歴史や文化を継承し、次世代へ繋ぐとともに、地域への愛着と誇りを育ててまいります。

本計画の基本目標に掲げた「人づくり」を通じて、市民の皆さまが誇りを持って暮らせる「教育のまち袖ヶ浦」をさらに発展させることができるよう、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

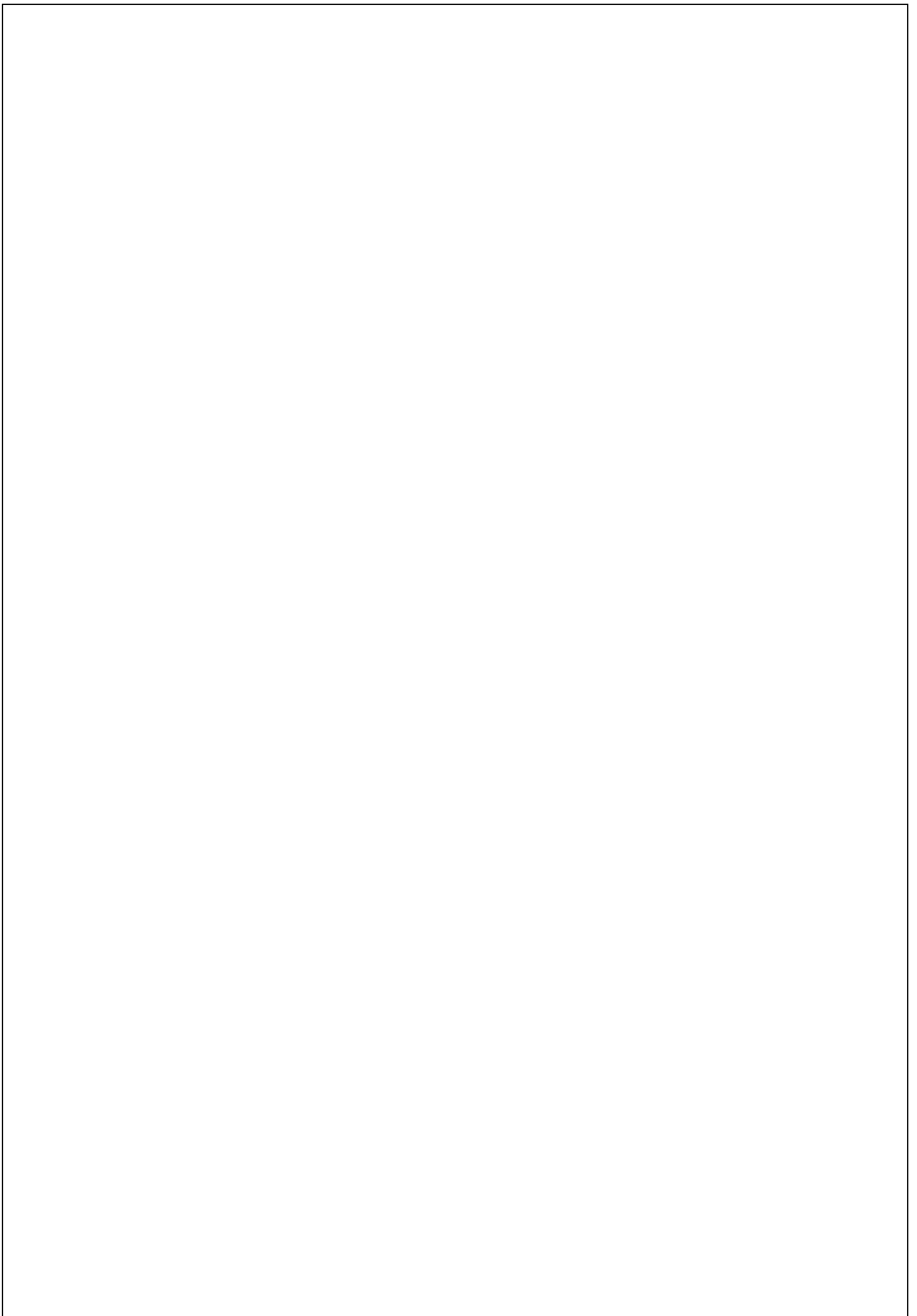
袖ヶ浦市教育委員会

教育長 鴫田 道雄

目次

第1章 教育ビジョン後期計画の策定にあたって.....	1
1. 教育ビジョン後期計画策定の趣旨	1
2. 教育ビジョンの位置付け	2
3. 計画期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 教育の現状と課題.....	4
1. 教育を取り巻く現状と展望	4
2. 教育ビジョン前期計画の振り返り	5
3. 教育ビジョンに関するアンケート	7
(1) アンケートの実施概要.....	7
(2) アンケート結果概要【児童生徒】	8
(3) アンケート結果概要【保護者】	9
4. まちづくりアンケート等	12
(1) 使用した調査.....	12
(2) 調査結果.....	12
5. 子ども議会での意見	14
6. 本市の教育を取り巻く現状と課題	15
(1) こどもに関する現状と課題.....	15
(2) 生涯学習に関する現状と課題.....	16
(3) スポーツに関する現状と課題.....	17
(4) 文化財・文化芸術に関する現状と課題.....	18
第3章 目指す教育の姿.....	19
1. 教育ビジョン後期計画の基本目標	19
2. 基本目標を実現する方針	19
3. 基本目標を実現するための施策体系	21
4. 教育ビジョン後期計画とSDGsの関係.....	22

第4章 教育ビジョン後期計画において 取り組む施策	24
方針1 【こども】 心豊かな たくましいこどもの育成を支援します	24
施策の方向性1 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進	25
施策の方向性2 「生きる力」を育む学校教育の推進	28
施策の方向性3 社会の変化に対応する学校教育の推進	36
施策の方向性4 学校の教育力の向上.....	41
施策の方向性5 安全・安心で質の高い教育環境の整備	45
方針2 【生涯学習】 人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します	49
施策の方向性1 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実	50
施策の方向性2 地域の教育力の向上.....	52
施策の方向性3 つながり、支えあう社会教育の充実	55
方針3 【文化財・文化芸術】 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します	58
施策の方向性1 郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進	59
施策の方向性2 地域に根差した文化芸術活動の推進	64
第5章 教育ビジョン後期計画の推進と進行管理.....	66
1. 具現化に向けた年度別方針の策定と点検評価	66
2. 情報の公開	67
3. 関係部門との連携	67
4. 新たな教育課題などの研究とその成果の反映	67
参考資料	68
計画の策定経過	68



第1章 教育ビジョン後期計画の策定にあたって

1. 教育ビジョン後期計画策定の趣旨

袖ヶ浦市教育委員会では、次世代へ向けた人づくりを進めるため、令和3年度を初年度とし令和12年度を目標年度とする「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）」を策定し、基本目標である「未来を創る 心豊かで いきいきとした人づくり」の実現に向け、令和7年度までの5年間の前期計画期間として、4つの目標を掲げるとともに各種施策の展開を図ってきました。

この間、国は令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定し、「教育基本法（平成18年法律第120号）」を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とした2040年以降の社会を見据えた教育施策のあり方として、総括的な基本方針に「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング^{*}の向上」の2つを掲げました。

千葉県では、令和7年3月に「第4期千葉県教育振興基本計画」を策定し、「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る『人』の育成」を基本理念として掲げ、「子供たちの自信を育む教育の土台づくり」「未来を切り拓く『人』の育成」「地域全体で子供を育てる体制と全ての人々が活躍できる環境づくり」の3つの基本目標による10年後の千葉県教育の目指す姿を描きました。

本市では、令和2年に策定した「袖ヶ浦市総合計画」に基づき、市が目指す将来の姿である「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち そでがうら」の実現に向け、令和8年度を初年度とする後期基本計画において、「豊かな心とふるさとの文化を育むまちづくり」として、学校教育や生涯学習、文化芸術・文化財の施策に取り組むとしたところです。

これらの状況から、市教育委員会では令和7年度をもって教育ビジョン前期計画が終了するにあたり、急激に進む時代の変化を踏まえつつ、計画の目標である人づくりの達成に向け、当初の計画期間を市の総合計画に合わせて延長し、令和13年度までの「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画（袖ヶ浦市教育振興基本計画）」として策定するものです。

※ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

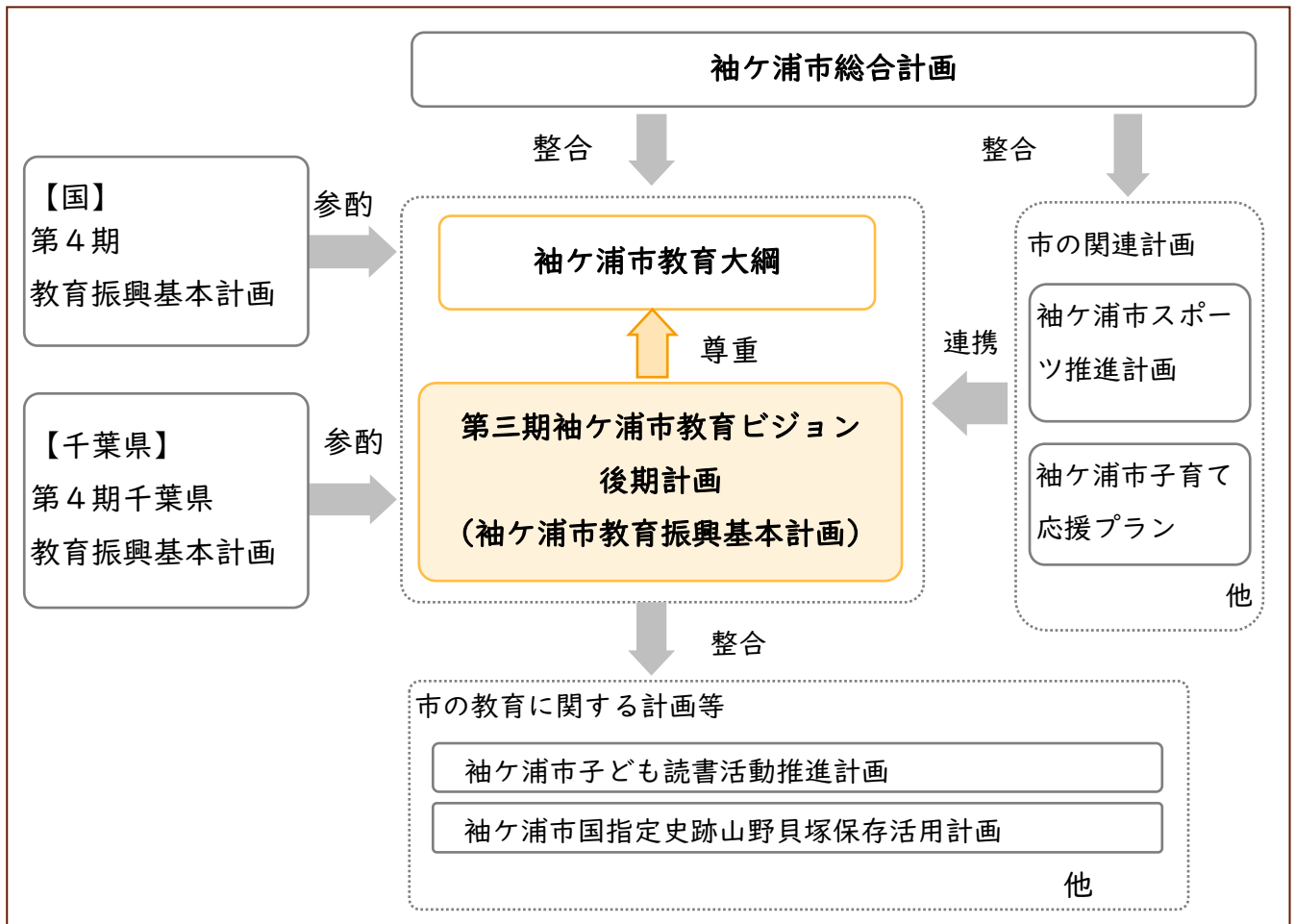
2. 教育ビジョンの位置付け

袖ヶ浦市教育ビジョン（袖ヶ浦市教育振興基本計画）は、「教育基本法」第17条第2項に基づく「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものであり、本市において取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。

第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画は、市を取り巻く社会状況の変化を反映し、国の第4期教育振興基本計画及び千葉県の第4期教育振興基本計画を参酌するとともに、市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」との整合や、市の関連計画との連携を図り、今後の市における教育全体の向上・活性化を目指すものです。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」に基づき、市長と教育委員の協議の場である総合教育会議での議論を踏まえるとともに、市長が定める当該地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を尊重して作成しています。

教育ビジョンと関連計画の相関図



3. 計画期間

第三期袖ヶ浦市教育ビジョンの期間は、策定時において、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10年間とし、教育環境の変化等に柔軟に対応するために、計画期間を前期と後期のそれぞれ5年に分けるとしたところです。

しかし、市を取り巻く急激な環境の変化に柔軟に対応しつつ、教育の振興を確実に図っていく必要があるため、令和7年度までの前期計画の点検・評価を反映しつつ、市の総合計画後期基本計画に適応し、令和8年度から13年度までの6年間を後期計画の計画期間とします。

4. 計画の策定体制

市教育委員会における審議

令和3年の第三期袖ヶ浦市教育ビジョンの策定においては、「袖ヶ浦市第三期教育ビジョン策定要綱」を制定し、策定委員会及び部会を設置したところです。

第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画の策定にあたっては、令和7年6月に「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン（教育振興基本計画）後期計画策定方針」を策定し、第三期の後期計画であること及び基本目標等については概ね継続するものとし、各担当課において前期計画期間における課題等から施策を検討したものを取りまとめ、袖ヶ浦市教育委員会処務規程第3条に規定する部課長会議において審議するとともに、袖ヶ浦市教育委員会委員協議会において審議を行いました。

計画策定にあたっての市民等の参加

令和5年4月に施行された「こども基本法」第11条において、地方自治体は、こども施策に対して、こども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられたことから、第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画の策定にあたっては、市内の小学4年生から中学3年生までの児童生徒と市内小中学生の保護者から意見を聴取しました。

また、計画内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な決定を行うため、パブリックコメント手続を実施しました。

第2章 教育の現状と課題

1. 教育を取り巻く現状と展望

日本の教育は、明治5年に公布された「学制」から150年以上にわたる歴史を持ち、多くの教育改革が行われた結果、国際的に高い水準を達成し、社会の発展に大きく貢献してきました。

現代は変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字をとった「VUCA」の時代とも言われており、また、新型コロナウイルス感染症や世界各地での紛争といった国際的な危機によって、教育における平和と人類の福祉の向上や生命の尊重の重要性を再認識する契機となっています。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康が重視されており、OECD (経済協力開発機構) が提唱する「学びの羅針盤2030」では、社会のウェルビーイングを実現することが教育の重要な目標として位置付けられています。

「教育基本法」第1条では、教育の目的として「人格の完成」「心身ともに健康な国民の育成」が規定されており、その教育の目標には、幅広い知識と教養を身につけること、個人の価値を尊重し創造性を養うこと、社会に対して責任を持ち平和と環境を尊重する態度を養うことなどが掲げられています。

また、国は、令和5年6月に定めた「教育振興基本計画」において、急速に変化する社会の中で、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとし、未来の変動する社会において、日本の教育が持続的に発展するための具体的な方向性を示しました。

将来の予測が困難な時代において、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するため、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

2. 教育ビジョン前期計画の振り返り

教育ビジョン前期計画の施策評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、「教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表すること」が義務づけられています。

市教育委員会では、第三期教育ビジョン前期計画の施策の方向性ごとに、施策指標の目標値に対する達成度を基に評価を行ったところ、以下のとおり各施策の方向性において、概ね施策の効果が図られているとの判断となりました。

【評価の基準について】

A：施策の効果が十分に図られている。

B：施策の効果が図られ、一定の成果があった。

C：施策の効果が十分に図られているとは言えず改善が必要である。

※新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の実施に多大な影響があったものは、(A)・(B)・(C)表記

目標	施策の方向性	これまでの評価			
		R 3	R 4	R 5	R 6
1 心豊かなたくましい子どもの育成を支援します【子ども】					
	(1) 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進	A	A	A	B
	(2) 「生きる力」を育む学校教育の推進	A	A	A	B
	(3) 社会の変化に対応する学校教育の推進	A	A	A	A
	(4) 学校の教育力の向上	A	A	A	A
	(5) 安全・安心で質の高い教育環境の整備	A	A	A	A
2 人生100年時代に向け、だれもがかがやける学びを支援します【生涯学習】					
	(1) 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実	A	A	A	A
	(2) 家庭と地域の教育力の向上	(B)	(B)	B	A
	(3) つながり、支えあう社会教育の充実	A	A	A	A
3 ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の充実を推進します【スポーツ】					
	(1) 市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備	(B)	(B)	A	A
	(2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備	(C)	(C)	B	A
	(3) スポーツツーリズムの推進	(B)	(B)	B	A
4 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します【文化財・文化芸術】					
	(1) 郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進	(A)	A	A	A
	(2) 地域に根差した文化芸術活動の推進	A	A	A	A

教育ビジョン前期計画の点検・評価

市教育委員会では、年度が終了した後に、教育委員に活動状況を報告するとともに、事務事業の管理及び執行に係る点検・評価を行っています。

第三期教育ビジョン前期計画の基本目標を実現させるための4つの目標の施策の方向性ごとに「施策の点検・評価シート」を作成し、施策の方向性の具体的な取組を示した施策の取組状況を取りまとめ、主な施策指標について事務対象の点検・自己評価を行うとともに、有識者2名から意見をいただくことで評価しています。

なお、各年度の結果については、市ホームページで公開しています。

3. 教育ビジョンに関するアンケート

本ビジョンの策定にあたり市内の小学4年生から中学3年生までの児童生徒と市内小中学生の保護者から意見を聴取しました。

(1) アンケートの実施概要

① 調査対象者数（令和7年10月1日現在）

- ・児童生徒（小学4年生～中学3年生） 3,562名

小学4年生	647名	1,869名
小学5年生	589名	
小学6年生	633名	
中学1年生	579名	1,693名
中学2年生	540名	
中学3年生	574名	

- ・保護者（小学1年生～中学3年生の児童生徒5,521名の保護者に依頼）

② アンケート実施期間

令和7年10月16日（木）～10月26日（日）

[児童生徒のみ10月31日（金）まで]

③ アンケート実施方法

- ・児童生徒向けアンケート

各小中学校へ回答用QRコードを配布し、ホームルーム等の時間を通じて児童生徒用タブレットを使用して実施

- ・保護者向けアンケート

各小中学校で使用している一斉連絡サービスアプリを利用し、保護者へ回答用リンクを添付したメッセージを配信して実施

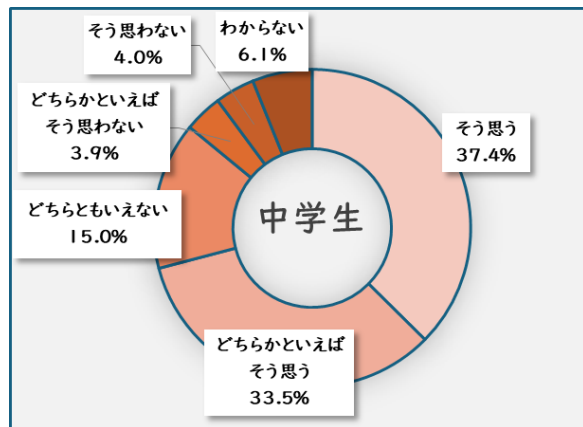
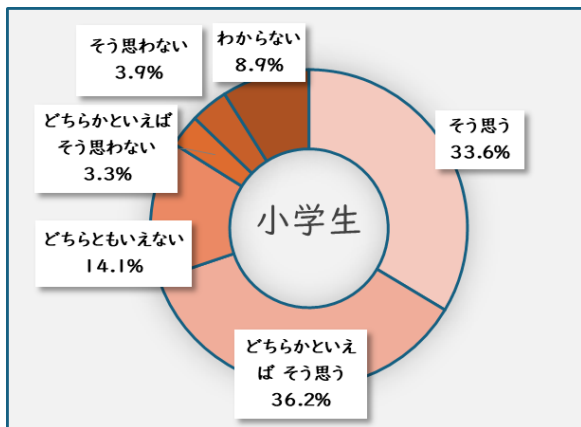
(2) アンケート結果概要【児童生徒】

回答者数 2,944名/3,562名
 (小学生：1,634名/1,869名 中学生：1,310名/1,693名)
 回答率 82.6%
 (小学生：87.4% 中学生：77.4%)
 主な結果 以下のとおり

【豊かな心】 問：自分にはよいところがありますか

肯定的な回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合は、小学生は69.8%、中学生は70.9%となりました。

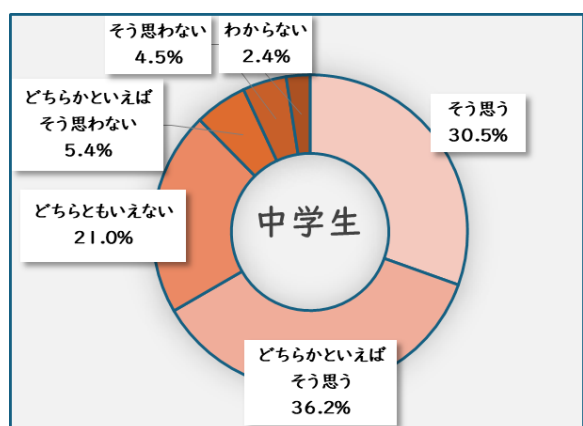
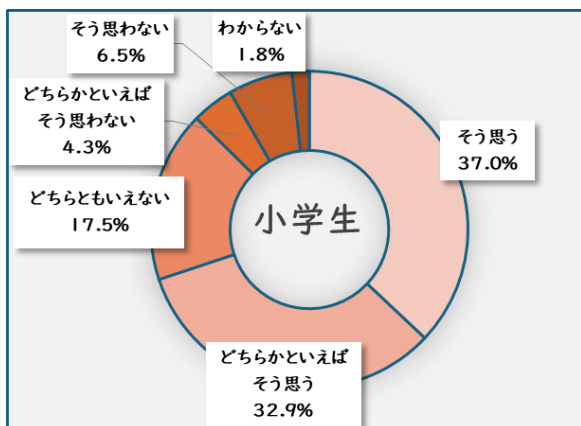
※ 小数点以下を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。(以下同じ)



【学校生活】 問：学校の授業は楽しいと思いますか

肯定的な回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合は、小学生は69.9%、中学生は66.7%となりました。

一方で、否定的な回答（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）の割合が、小学生は10.8%、中学生は9.9%となりました。



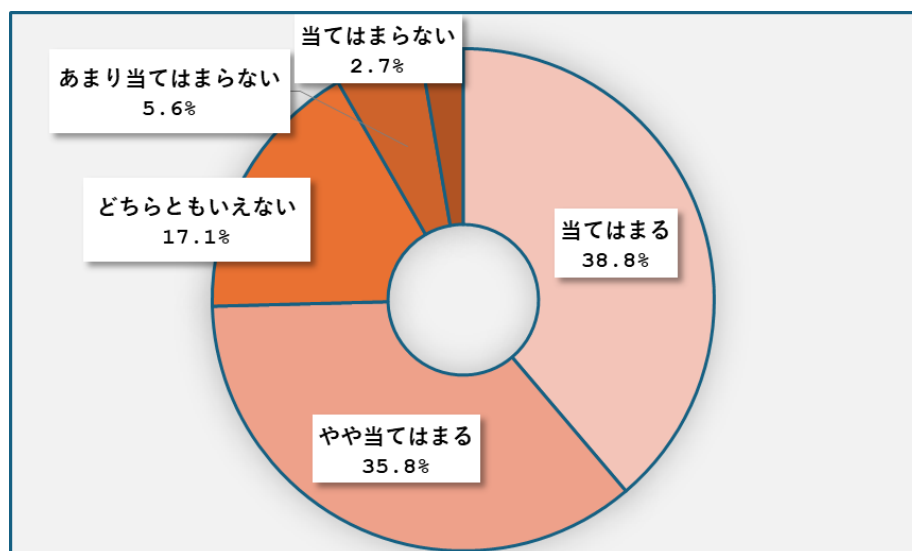
(3) アンケート結果概要【保護者】

回答数 1,346件

主な結果 以下のとおり

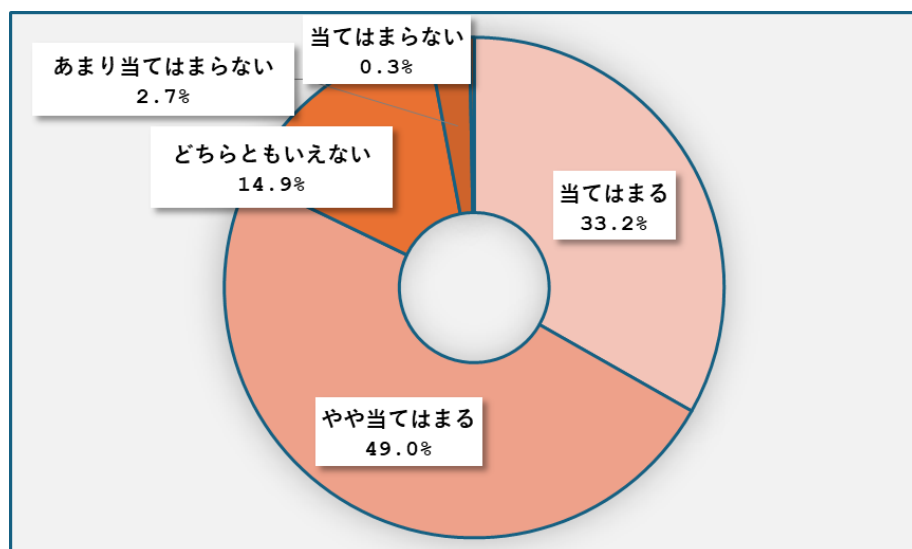
【こどもの把握】 問:(こどもは)学校へ行くことを楽しみにしている

こどもの「学校」に対する認識を肯定的と捉えている保護者が多いものの、判断が難しいとの回答も一定数ありました。



【保護者の行動】 問:こどもとふれあう時間をもっている

こどもとふれあう時間について、肯定的な回答が8割程度ありました。

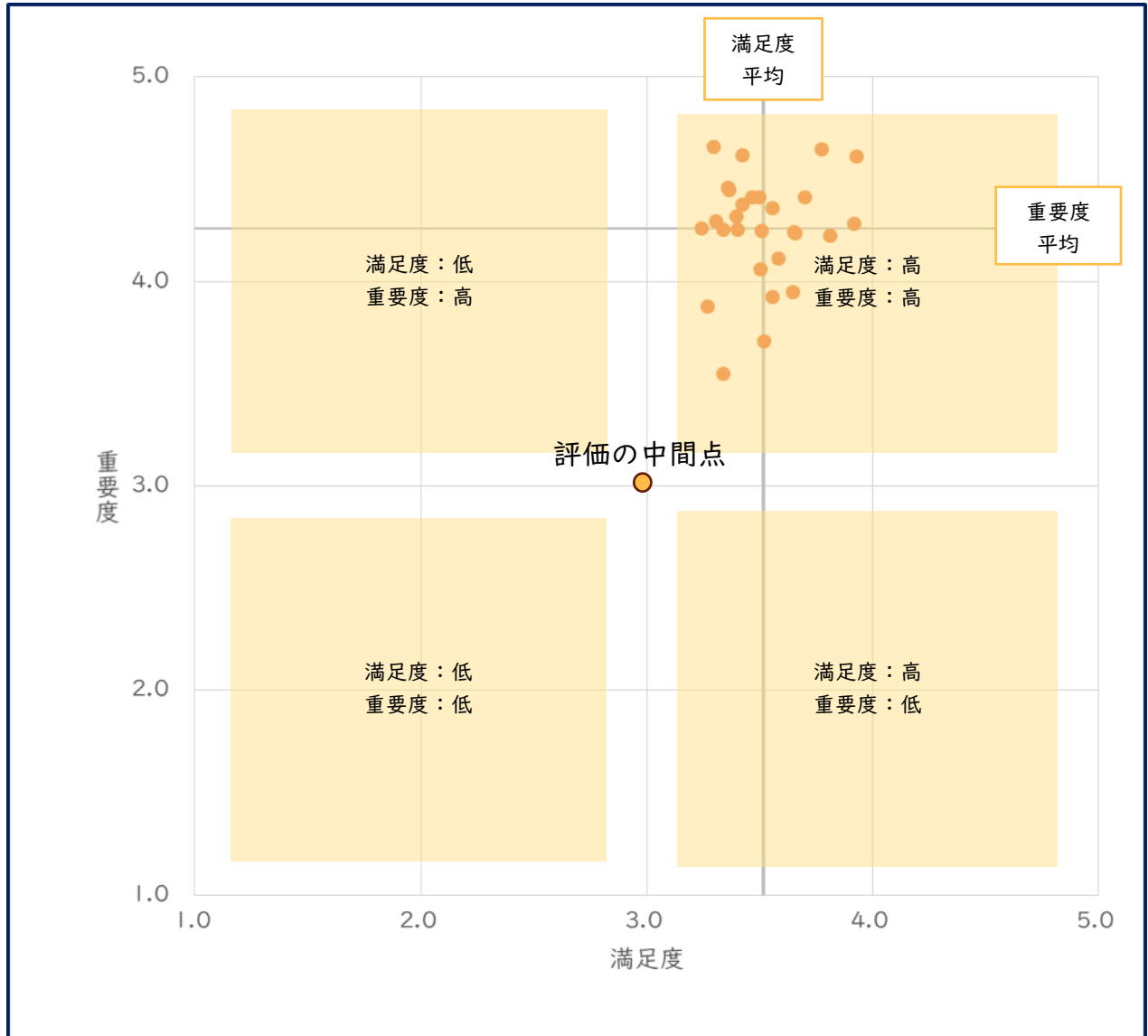


学校教育の施策や取組に関する満足度・重要度

学校教育の施策や取組に関する満足度及び重要度を調査し点数化しました。

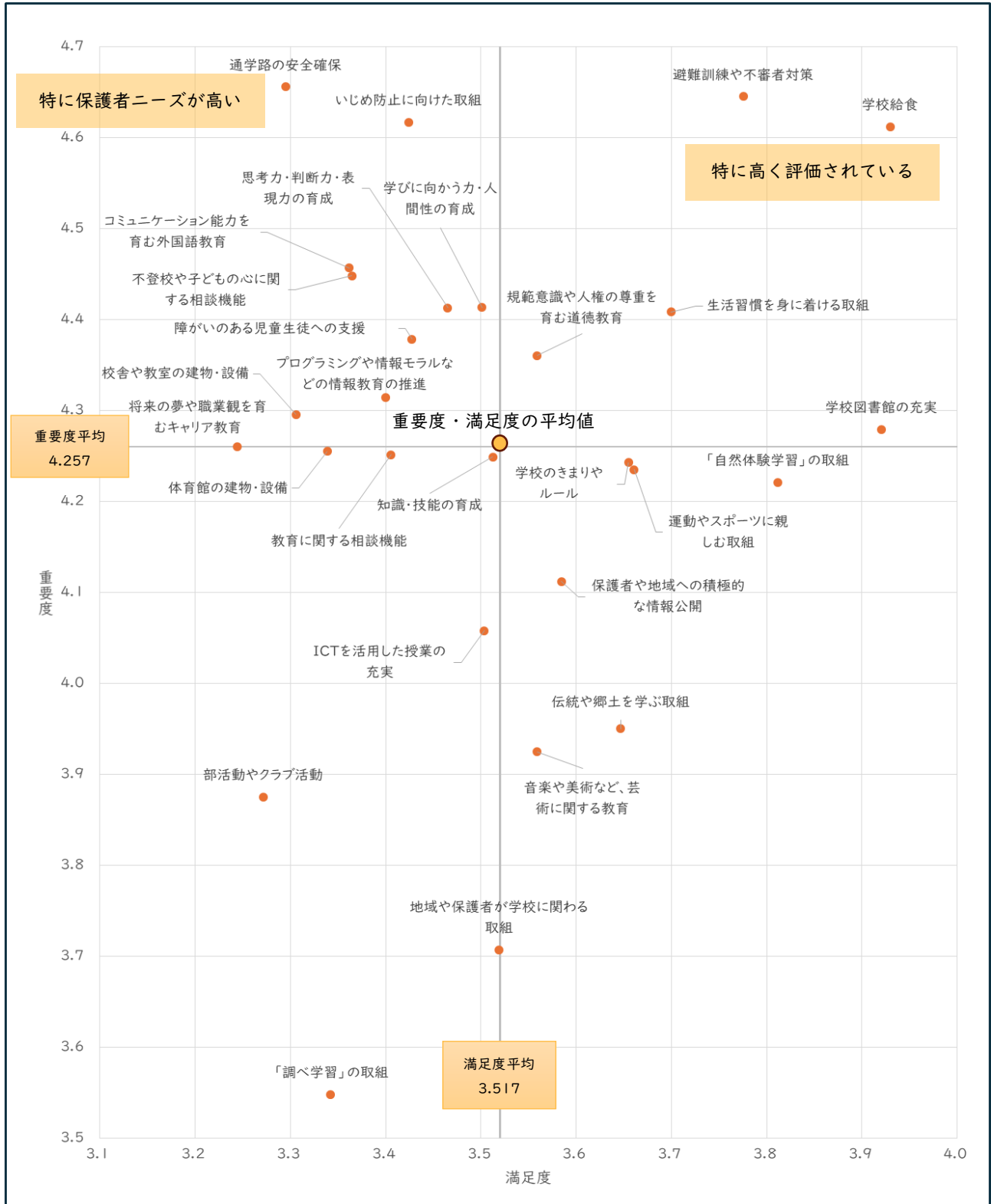
点数化した満足度と重要度を散布図として表すと、すべての項目で満足度・重要度ともに評価が高い回答となりました。

満足度と重要度の散布図



評価の平均値を基準とした詳細の散布図を表すと、特に高く評価されている取組は、学校給食、避難訓練や不審者対策であり、特に保護者ニーズの高い取組は、通学路の安全確保、いじめ防止に向けた取組との回答となりました。

満足度と重要度の平均値を基準とした詳細散布図



4. まちづくりアンケート等

本市では、計画的な行政運営を推進するため、基礎的な資料として、施策に対する市民の満足度、重要度等を測ることを目的として、「まちづくりアンケート」や「市民意識調査」を実施しています。

このうち、教育ビジョン後期計画の策定に関連する施策について、市民が感じていることを確認しました。

(1) 使用した調査

現状確認に使用したアンケート調査は以下のとおり

- 令和3年度 袖ヶ浦市まちづくりアンケート
- 令和4年度 袖ヶ浦市市民意識調査
- 令和5年度 袖ヶ浦市市民意識調査
- 令和6年度 袖ヶ浦市まちづくりアンケート
- 令和7年度 袖ヶ浦市市民意識調査

(2) 調査結果

各アンケート等のうち、「普段の暮らしで感じていること」に関する設問のうち、「子育て・教育・文化」の分野に関する項目から、教育ビジョンに関連する項目について年度別に状況を取りまとめました。

※年度別の回答数

令和3年度	袖ヶ浦市まちづくりアンケート	: n = 1, 537
令和4年度	袖ヶ浦市市民意識調査	: n = 884
令和5年度	袖ヶ浦市市民意識調査	: n = 787
令和6年度	袖ヶ浦市まちづくりアンケート	: n = 655
令和7年度	袖ヶ浦市市民意識調査	: n = 856

①家庭・学校・地域が協力してこどもの健全育成のために取り組んでいると思いますか

区分/年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
はい	75.8%	75.0%	76.1%	76.8%	75.8%
いいえ	18.9%	21.2%	21.5%	18.3%	20.7%
無回答	4.3%	3.8%	2.4%	4.9%	3.5%

※ 小数点以下を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。(以下同じ)

②身近に、年代に応じて学習ができる場や機会があると思いますか

区分/年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
はい	46.0%	48.3%	49.6%	51.5%	48.0%
いいえ	48.7%	48.6%	48.2%	44.4%	49.2%
無回答	5.3%	3.1%	2.3%	4.1%	2.8%

③地域で青少年が健やかに育っていると思いますか

区分/年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
はい	76.9%	76.4%	78.7%	76.0%	77.5%
いいえ	16.6%	20.2%	18.3%	18.6%	19.7%
無回答	6.5%	3.4%	3.0%	5.3%	2.8%

④市内外を問わず、この1年間に美術、音楽、演劇などの芸術鑑賞をしましたか

区分/年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
はい	14.9%	29.0%	35.7%	39.1%	41.8%
いいえ	83.1%	70.4%	64.2%	59.2%	57.4%
無回答	2.0%	0.7%	0.1%	1.7%	0.8%

⑤袖ヶ浦市の歴史や伝統文化に興味や関心を持っていますか

区分/年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
はい	47.5%	57.6%	54.6%	45.5%	52.3%
いいえ	50.0%	41.4%	44.5%	52.1%	46.7%
無回答	2.5%	1.0%	0.9%	2.4%	0.9%

5. 子ども議会での意見

本市では、こどもたちが社会の一員であることを認識するとともに、市の将来を担うこどもたちが「みんなが住み続けたい袖ヶ浦市にするために、こども目線で自分たちの住む市の現状と課題」を市に伝えることを通して、市政のしくみを知る機会とすべく、「子ども議会」を令和5年度より開催しています。

これまでの子ども議会において、教育施策に関して以下の意見をいただきました。

令和5年度（令和5年7月4日開催）

発表者	テーマ	要旨
小学生	学習しやすい袖ヶ浦へ	市内に自習スペースが増えてほしい
中学生	未来の袖ヶ浦	洋式トイレが学校に普及していくと良い

令和6年度（令和6年7月2日開催）

発表者	テーマ	要旨
小学生	タブレットを薄く、軽くしてほしい	タブレットの持ち運びが楽になるように、タブレットを薄く軽くしてほしい
中学生	袖ヶ浦市の未来のためにできること	食品ロスをなくすため、一部給食の持ち帰り制度を作してほしい

令和7年度（令和7年7月1日開催）

発表者	テーマ	要旨
小学生	子どもが住みやすい袖ヶ浦	夏に運動できるようにするためや地域の方々のためにエアコンを体育館につけてほしい トイレを洋式化してほしい
小学生	本屋を袖ヶ浦に	小学校に第二学校図書館を作してほしい
中学生	袖ヶ浦市の部活動を良い活動にするために	音楽部に所属しているが、外部専門講師による指導の機会が必要だと感じている

6. 本市の教育を取り巻く現状と課題

(1) こどもに関する現状と課題

将来の予測が困難な時代において、授業のあり方も「主体的・対話的で深い学び」への改善が重要となっています。

本市では、令和3年4月からGIGAスクール構想のもと、児童生徒に1人1台のタブレット端末を配備し、個別最適な学びや協働的な学びの実現を進めています。

また、読書教育においては、すべての学校に学校司書を配置し、学校図書館支援センターによる運用支援や図書流通システムの整備、調べる学習コンクールの開催などを通じて、学校図書館を活用した学びと読書教育の推進に力を入れた結果、保護者アンケートにおいて「学校図書館の充実」は特に高い評価を得ています。

一方で、通常学級でも個別支援を必要とする児童生徒や就学相談が増えており、基礎学力向上支援教員や特別支援教員など、学びの多様化への対応を進めていますが、さらなるきめ細やかな教育体制の構築が求められています。

さらに、インクルーシブ教育の推進や、不登校児童生徒の増加を踏まえた支援・相談体制、いじめ防止対策の充実など、こどもの権利利益の擁護が喫緊の課題となっており、保護者アンケートにおいても「いじめ防止に向けた取組」や「不登校やこどもの心に関する相談機能」は特にニーズの高い項目となっています。

学校においても、教職員の若年化が進み、指導力の向上が課題となっており、こどもに対するアンケートにおいても、「自分には良いところがある」「学校の授業は楽しいと思う」への肯定的な回答がいずれも7割程度に留まっているため、児童生徒一人ひとりが「わかった」「できた」という喜びと学校の中での確かな自己存在感を感じることでできる教育活動に資する教職員研修の充実が重要となっています。

また、家庭・地域・学校の連携強化に向けたコミュニティ・スクールの導入や、地域の特性を生かした特色ある教育活動の推進、学校部活動の運営が難しくなる中で生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実等が求められています。

さらに、こどもが安全・安心に学校生活を送れるようにするために、交通安全や防犯、防災などを日常の学びに取り入れるほか、老朽化が進行しつつある学校施設についても、気候変動への適応を含めた学校環境整備を計画的に進める必要が生じています。

(2) 生涯学習に関する現状と課題

人生 100 年時代に向けて、すべての年代において、社会環境の変化や地域課題、予測困難な時代に対応した持続的な学習が必要とされており、ICT等の活用や人との交流の機会を提供しながら、学習成果を地域に活かせるよう取組を進めることが大切となっています。

また、情報化社会の進展により、青少年を取り巻く環境は多様化・複雑化していることから、不登校・いじめ・非行などの社会的課題への対応として、関係機関と連携し、自立心と社会性を育む心豊かな青少年の育成が求められています。

市では、市民の関心や地域の課題に応じた講座を開催し、学びを通じた地域づくりを進めてきたほか、こどもの居場所づくりや世代間交流、家庭教育学級の開催などの活動を行ってきました。

また、図書館については、市民一人当たりの貸出点数は県平均を大きく上回っていますが、より多くの市民に読書習慣を広めるには、一人ひとりの課題解決を支援するレファレンスサービスや電子図書館サービスの存在を更に周知し、活用を促すことが大切となっています。

今後は講座を活用した人材育成をさらに進めるとともに、社会教育関係団体や生涯学習ボランティア団体との連携強化など、市民による社会教育活動の広がりと活性化を図り、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じる事ができるウェルビーイングの向上への取組が求められています。

(3) スポーツに関する現状と課題

スポーツは、心身の健康の保持増進のみならず、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であり、スポーツを楽しみながら適切に継続することで、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸や社会全体での医療費抑制への貢献が期待されています。

本市では、令和3年に策定した第三期教育ビジョンにおいて、基本目標の実現に向けた目標のひとつに「ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の充実を推進します」を掲げ、市民誰もが、年齢や性別・能力などの違いに関わらず生涯にわたり、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境づくりを目指すとしたところです。

現在、市内では5つの総合型地域スポーツクラブが活動しているほか、市民が気軽に参加できるウォーキングフェスタの開催等によるスポーツ・レクリエーション環境の整備を促進しています。

また、市内のスポーツ・レクリエーション施設について、指定管理者や関係団体と連携して利用促進に努めているほか、各種スポーツ大会・イベント等の誘致を進めてきたところです。

一方で、健康長寿社会の実現には、健康づくりと連携したスポーツ施策など、多様な視点から市民が主体的に継続してスポーツ活動に取り組める機会の充実等、ライフスタイルに応じた生涯スポーツの定着を図る必要があります。

(4) 文化財・文化芸術に関する現状と課題

文化財の分野においては、地域の歴史・文化等を示す貴重な文化財について、後世に残すべき重要なものを市指定文化財として保護しており、国史跡に指定された山野貝塚について整備を進めるとともに、令和2年に結成したボランティアによる史跡ガイドや環境整備など、保存活用を進めているところですが、無形民俗文化財については、コロナ禍等により地域活動が急激に低調化していることで将来への地域文化の継承が大きな問題となっており、無形民俗文化財の更なる周知とともに、活動内容の記録保存と伝承が重要となっています。

また、郷土博物館では、地域資料の調査等を進めていますが、その活用については限定的であるため、市民による資料の利活用に向けた取組の展開が必要と考えられます。

さらに、市民アンケートにおいて、市の歴史や伝統文化への興味・関心が高まっていないことから、各種資料のデジタル化を推進するとともに、効果的な活用・公開等により、市民の郷土への関心や理解を高め、文化財・地域文化の活用や活動へと参加を促すことが重要となっています。

文化芸術の分野においては、市民芸術劇場や袖ヶ浦美術展の開催支援に加え、こどもが文化芸術に触れる機会の提供にも取り組んできましたが、関係者や出品者の高齢化により展覧会等の継続が難しくなっており、若い世代の文化芸術への関心を高めるための取組が重要となっています。

第3章 目指す教育の姿

1. 教育ビジョン後期計画の基本目標

未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり

本市では、令和3年に策定した第三期教育ビジョンにおいて、基本目標を「未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり」と掲げました。

将来を担うこどもには、今後も様々に変化していく社会の中で、明日に夢を抱き、その実現に向けて力強く未来を切り拓いていく「生きる力」と、人としての優しさを兼ね備えた「心の豊かさ」が必要だと考えます。

また、人生100年時代を迎え、市民が生涯にわたって自ら学び、考えて判断し、その成果を生かすことができる社会の実現が重要となっています。

そのため、後期計画においても、引き続き、基本目標の実現に向けた教育の振興を図ります。

2. 基本目標を実現する方針

方針1【こども】

心豊かな たくましいこどもの育成を支援します

将来の予測が困難な時代において、未来に向けてこどもが自ら社会の創り手となり、自らの可能性を広げて主体的に道を切り拓いていくには、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を身に付けることが大切です。

そのため、すべてのこどもの可能性を引き出すべく、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、こどもの資質・能力の育成を図るとともに、心身の健康の増進と体力の向上を図ります。

方針2【生涯学習】

人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します

人生100年時代を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、充実した生活を送るため、市民の多種多様な学びに対するニーズが高まっています。

すべての人のウェルビーイングの実現に向け、多様な世代への情報提供や、生涯学び、活躍できる環境づくりを推進します。

また、地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民における学びの場の機能強化や社会教育の人材育成等を通じ、社会教育を推進します。

方針3【文化財・文化芸術】

文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します

市内には、多様かつ貴重な文化財が存在しており、これらを守り、後世へ伝えることが重要です。

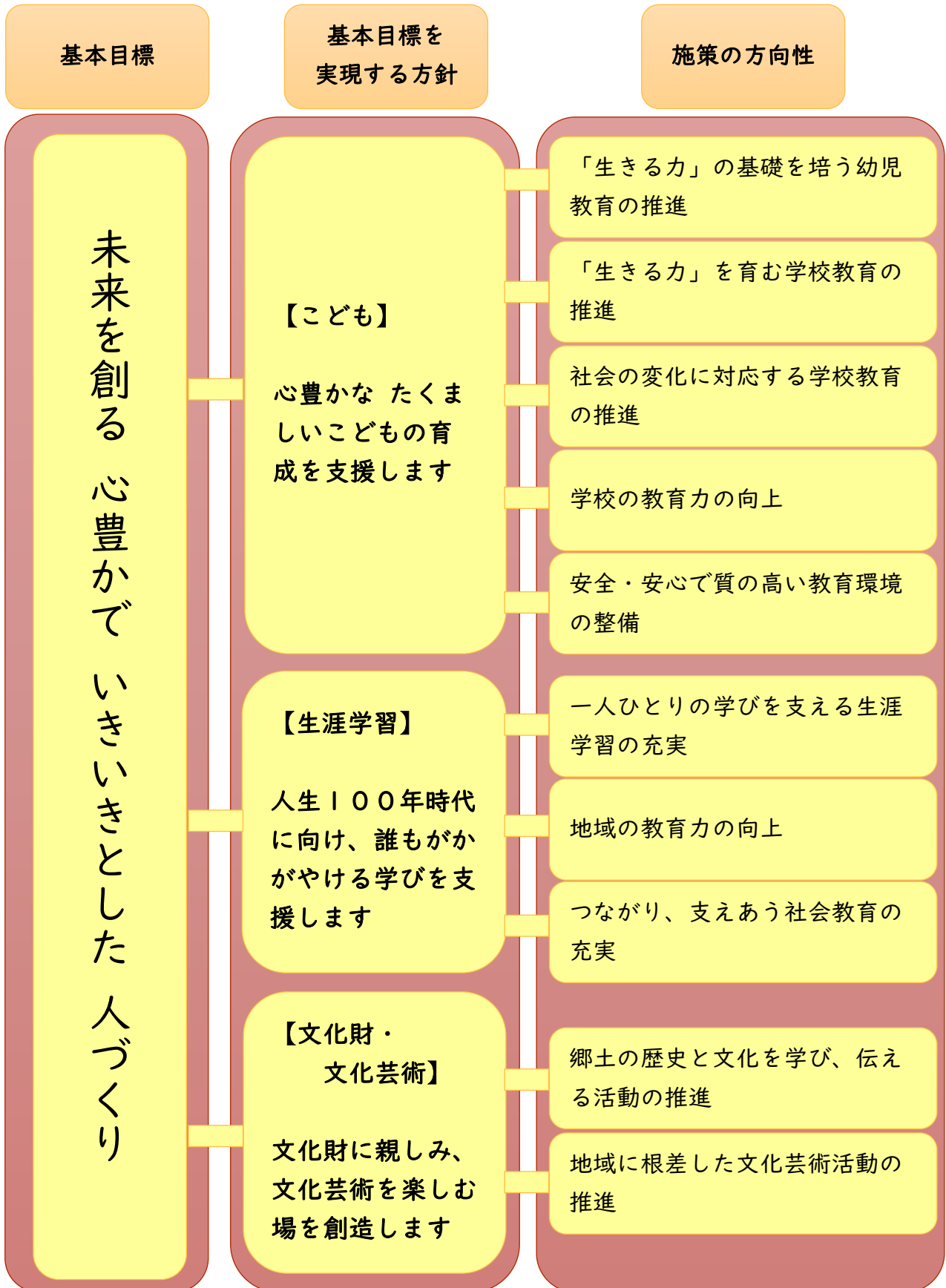
そのため、市民の理解と関心を深めるとともに、無形民俗文化財や伝統芸能などの伝承を図ります。

また、文化芸術は人々に楽しさや感動などをもたらす人生を豊かにするものであることから、市民が文化芸術に触れる機会を提供するほか、文化芸術活動への参加を支援します。

※前期計画に掲げたスポーツ施策「ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション環境の充実を推進します」について

令和3年策定の教育ビジョン前期計画では、基本目標の実現に向けた目標のひとつに「スポーツ」を掲げていましたが、市民一人ひとりの健康づくりや、多世代交流との親和性が高いことから、袖ヶ浦市総合計画に基づきスポーツに関する取組を推進することとし、教育ビジョン後期計画では、こどもの施策に包含する学校体育等を除いて、スポーツ施策については除外するものとします。

3. 基本目標を実現するための施策体系



4. 教育ビジョン後期計画とSDGsの関係

SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

本ビジョンが達成を目指す「目標4 質の高い教育をみんなに」は、「10のターゲット」で構成されていることから、教育ビジョン後期計画に掲げた施策との関係を整理しました。

SDGsの「目標4 質の高い教育をみんなに」を構成する10のターゲット

4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

教育ビジョン後期計画とSDGsの「10のターゲット」との関係

基本目標を 実現するための目標	施策の方向性	関連する ターゲット
【こども】 心豊かな たくましい こどもの育成を支援し ます	「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進	4.2
	「生きる力」を育む学校教育の推進	4.1
		4.5
		4.6
		4.7
	社会の変化に対応する学校教育の推進	4.1 4.4 4.5 4.7
学校の教育力の向上	4.1	
安全・安心で質の高い教育環境の整備	4.3 4.a	
【生涯学習】 人生100年時代に向 け、誰もがかがやける 学びを支援します	一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実	4.5 4.7
	地域の教育力の向上	4.5
	つながり、支えあう社会教育の充実	4.5 4.7 4.a
【文化財・文化芸術】 文化財に親しみ、文化 芸術を楽しむ場を創造 します	郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進	4.7
	地域に根差した文化芸術活動の推進	4.7

第4章 教育ビジョン後期計画において 取り組む施策

方針1【こども】

心豊かな たくましいこどもの育成を支援します

将来の予測が困難な時代において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や資質・能力の育成、心身の健康の増進と体力の向上を図ることで、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を身に付け、こどもが自ら社会の創り手となり、自らの可能性を広げて主体的に道を切り拓いていくことを目指します。

◎重要施策指標

項目	令和7年度 実績	令和13年度 目標
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（※1）	小学生69.8% 中学生70.9%	75.0%
学校の授業は楽しいと思う児童生徒の割合（※1）	小学生69.9% 中学生66.7%	75.0%
こどもの健全育成に家庭・学校・地域が協力していると思う市民の割合（※2）	75.8%	80.0%

※1：袖ヶ浦市教育ビジョンに関するアンケート

※2：袖ヶ浦市まちづくりアンケート及び市民意識調査



施策の方向性！「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期であるため、幼児教育においては、一人ひとりの発達の段階に応じ、生活や遊びを通じて、健やかな心と体を育み、道徳心を芽生えさせるなど、「生きる力」の基礎を培うことが求められています。

そのため、「生きる力」の基礎を養うべく、こどもの発達や学び、指導の連続性を重視し、幼稚園・保育所（園）及び認定こども園と、小学校の連携を促進します。

また、核家族化や少子化の進行に伴う保護者の子育てに関する不安の解消に努めます。



施策① 幼稚園、保育所（園）及び認定こども園の連携と小学校へのなめらかな接続の推進

幼児教育は、小学校以降の学校教育の基礎を培う大切な教育の場です。

このことは保育施設も同様であり、小学校就学前のこどもの育ちを幼稚園や保育所（園）、認定こども園の区別をすることなく保障していくことが重要です。

また、幼稚園や保育所（園）、認定こども園から小学校へとこどもが入学する際には、発達や学びの連続性を踏まえた教育が必要となります。

そのため、こどもの発達や学び、指導の連続性を重視し、幼稚園や保育所（園）、認定こども園の横の連携及び小学校へのなめらかな接続を踏まえ、行事等におけるこども同士の交流、保育士・教職員による相互保育参観や合同研修会、情報交換会、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を目指した指導（アプローチカリキュラム）及び幼児期の学び・発達を考慮した小学校入学後間もない時期の指導（スタートカリキュラム）の共有など、積極的な連携を促進します。

【主な取組】

- 縦横の連携を踏まえた行事等におけるこども同士の交流促進
- 相互保育参観や合同研修会、情報交換会を活用した保育士・教職員相互の連携促進
- 「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」を生かした、幼稚園や保育所（園）、認定こども園から小学校へのなめらかな接続
- 「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」の周知と活用促進
- 幼稚園や保育所（園）、認定こども園への巡回相談

施策② 幼児教育段階の子育て支援体制の充実

目まぐるしく変化する社会環境の中で、核家族化や少子化に伴い、子育てに不安を持つ保護者が増えています。

そのため、庁内関係部課、各種相談機関、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、放課後児童クラブ、児童館、子育てボランティア、NPO（特定非営利活動法人）等との連携を強化し、子育て支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- 多様なニーズに応える子育て支援体制の充実

施策の方向性2 「生きる力」を育む学校教育の推進

義務教育においては、調和のとれた人間性の育成を目指し、こどもへの基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、社会の変化を柔軟に捉え、よりよく問題を解決する資質や能力が求められます。

本市では、こどもが活着ていることに喜びを感じながら、生涯にわたり学び続け、社会の一員として個性を伸ばしながら自立していくための基礎を学校教育で身に付けられるよう、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力の育成、豊かな情操や人間性を育む心の教育や心身の健康・体力の保持増進に関する指導の充実など、「生きる力」の育成に努めます。

また、多様化・複雑化する教育的ニーズに対応するため、学校生活全般にわたり生徒指導を十分機能させるとともに、教育相談体制及び不登校等のこどもへの支援や特別支援教育の充実を図り、一人ひとりが持つ可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。

さらに、伝統文化や郷土を学ぶ教育を推進し、未来を創る市民の育成を図ります。

加えて、教育課程の編成にあたっては、こどもや地域等の実態を踏まえ、その実施・評価・改善を組織的かつ計画的に実施するカリキュラムマネジメントを通して、教育活動の質の向上を図ります。



施策① 基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力の育成

こどもが、これからの変化の激しい社会の中でたくましく生きていくためには、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理された資質・能力をバランスよく身に付ける必要があります。

また、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」という視点とともに、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが大切です。

そこで、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実させ、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。

また、こどもが学習内容を確実に身に付けることができるよう、個別学習やグループ学習、習熟度別学習、補充的な学習や発展的な学習を取り入れることや、教師間の協力による指導体制の確保など、指導方法や指導体制の工夫を図ります。

さらに、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成し、各教科等の特質を生かし、教科等を跨いだ横断的な視点から社会に開かれた教育課程の編成を図ります。

【主な取組】

- 個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実させ、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- きめ細かな指導の実施と指導方法や指導形態の工夫・改善
- 基礎学力向上支援教員及び特別支援教員の活用
- 読書環境の整備と言語活動の充実

施策② 規範意識の醸成と豊かな情操や道徳心の育成

人と人が支え合う社会の中で、自分の能力を見つけ生かしつつ、周囲と協調しながら共に生きていくためには、ありのままの自分を肯定的に捉えること（自己肯定感）とともに他人を思いやる気持ちが必要となるため、児童生徒が主体となった自己有用感や社会性を高める活動の促進、様々な背景等をもつ児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、SOSの出し方に関する教育が重要です。

そのため、規範意識や人権を尊重する意識を育むよう、「特別の教科 道徳」を要とし、各教科・特別活動・学校行事など学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。

また、「がうらっ子の心得」等を活用し、発達段階に応じた基本的生活習慣の一層の定着を図り、一人ひとりが社会生活のルールや社会性を身に付けるとともに、社会体験活動や自然体験活動を推進し、人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」の育成を図ります。

さらに、これまでも「豊かな心」を育成するために取り組んできたこどもの読書活動の一層の充実を図ります。

このほかに、児童生徒のメンタル不調を早期発見し、重大な事態の未然防止につなげるために、スクールカウンセラーの配置と活用を図ります。

【主な取組】

- 学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実
- 「がうらっ子の心得」を活用した基本的生活習慣の定着
- 社会体験活動や自然体験活動の推進
- 豊かな心を育む読書活動の充実
- スクールカウンセラーの配置と活用

施策③ 心身の健康の保持増進と体力向上に関する指導の充実

充実した生活を送るためには、こどもの頃から望ましい生活習慣を身に付け、健康な体をつくるのが大切です。

そのため、健康診断等に基づき、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うとともに、家庭と学校が一体となって、「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣を身に付けさせる取組を推進します。

さらに、学校給食センターと連携しながら、学校教育活動全体を通じて食に関する指導を充実させ、食と健康に関する興味関心を高め、食に関する自己管理能力の育成を図るとともに、家庭と連携して望ましい食習慣を身に付ける取組を進めます。

また、健やかな体の育成のためには、学校体育における授業の充実が重要です。

そのため、教職員の指導力向上を目指す研修の充実や、体育の生活化を図りながら、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力、運動能力の向上を図ります。

さらに、中学校における武道教育では、日本固有の伝統と文化を尊重し、礼儀作法や美しい所作を身に付け、他者を思いやる道徳心や規範意識を持たせるなど、望ましい人間形成を目指した指導の充実を図るとともに、指導力に優れた社会人指導者を活用します。

加えて、中学校における運動部活動では、将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保し、充実させるため、地域人材の活用等を踏まえた改革を推進するとともに身近な地域における生徒のスポーツ環境の整備・充実を図ります。

【主な取組】

- 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進
- 学校給食センターと連携した食に関する指導の充実
- 学校体育の指導力の向上と体育科授業の充実
- 体育の生活化による体力、運動能力の向上
- 武道教育における指導の充実と社会人指導者の活用促進
- 部活動改革の推進と身近な地域における生徒のスポーツ環境の整備・充実

施策④ 一人ひとりの自立を育む生徒指導の充実

学校における教育活動では、こども一人ひとりの人格を尊重し、個性を伸ばしながら、社会の一員として自立するための基礎を身に付けさせることが求められています。

そのため、生徒指導の機能を生かし、一人ひとりの自己肯定感を持たせる場面やお互いの良さを認め合う場面、自己決定の場を重視した学習指導や特別活動等の教育活動の充実を図るとともに、学校における生徒指導体制を確立します。

特に、いじめはこどもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、こどもの生命や身体等に重大な危険を生じさせる恐れのある決して許されない行為であるため、その対策について一層力を入れて取り組みます。

【主な取組】

- 生徒指導の機能を生かした教育活動の展開と生徒指導体制の確立
- 児童・生徒指導センターによる児童生徒の問題行動や安全確保への対応支援
- いじめや暴力行為を許さない学校風土の醸成
- いじめ問題への取組に関する広報啓発活動の充実

施策⑤ 教育相談体制及び不登校のこども等への支援の充実

不登校や問題行動など様々な悩みを抱えるこどもや、その対応等に悩む保護者の相談は年々増えています。

そのため、こどもや保護者が、悩み等を気軽に相談できる環境づくりや教育相談の質的向上を図るため、ニーズに応じた窓口の設置や対応する教職員、相談員等の研修、スクールカウンセラーの配置を進め、教育相談体制の充実に努めるとともに、SOSの出し方教育を充実させます。

また、不登校のこども等に対し、心の安定と自信の回復を図り、社会的参加を促すために、一人ひとりの実態に応じ、教育支援教室やICT機器等により効果的な支援の充実に努めます。

【主な取組】

- 相談しやすい学校風土の醸成
- 学校及び総合教育センターにおける教育相談体制の充実
- 不登校児童生徒の学習機会の確保と支援体制の充実
- 教育支援教室「のぞみ学級」における、実態に応じた支援
- 不登校児童生徒に対するICTを活用したオンライン授業の充実

施策⑥ 一人ひとりの能力や可能性を伸ばす特別支援教育の充実

障がいのあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、こども一人ひとりに応じた適切な支援が求められています。

そのため、特別支援学級をはじめ、学校全体で特別な教育的支援を必要とするこどもに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。

また、特別支援学校や児童発達支援事業所等との連携を図るとともに、研修の充実などによる教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の趣旨を踏まえた教育環境や教育活動の質を一層高めます。

さらに、一人ひとりの自立のために、専門家チームや巡回相談員等を活用した、教育、福祉、医療の連携の強化を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに合った就学を進めるための相談活動を充実させます。

加えて、海外から帰国したこどもや、日本語以外を母国語とするなど、生活に必要な日本語の習得に困難を有するこどもに対する支援の充実を工夫して行います。

【主な取組】

- 通常学級における特別支援教育の推進
- 特別支援学級の指導の一層の充実
- 学校全体及び関係機関等と連携した特別支援教育体制の拡充
- 特別支援教育に関する教職員研修による専門性の向上
- 日本語以外の母国語を使用するこどもへの支援

施策⑦ 伝統文化や郷土を学ぶ教育の推進

母国「日本」や郷土「そでがうら」に古くから根付き伝えられている伝統文化や歴史を学び、国や郷土について情報発信できる力を育む必要があります。

そのため、学校における文化芸術活動や伝統文化を理解させる教育を推進します。

また、郷土「そでがうら」を愛する心を培うために、学校、博物館、図書館、公民館、地域団体等が連携し、郷土の歴史や文化を深く理解する機会や郷土に伝わる伝統文化活動に参加する機会を創出することにより、明日の「そでがうら」を愛し、未来を創る市民の育成を図ります。

【主な取組】

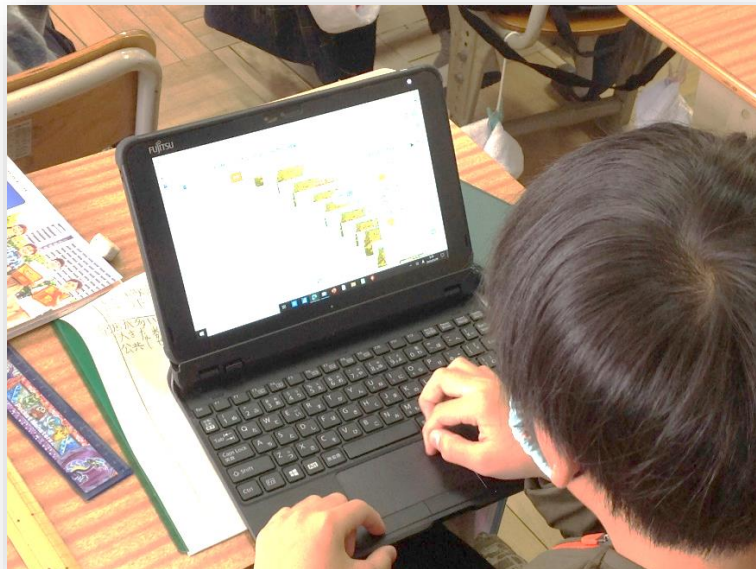
- 副読本「わたしたちの袖ヶ浦」の活用
- 伝統文化を学ぶ教育の推進
- 学校、博物館、図書館、公民館等が連携した郷土の学習の推進
- こどもの伝統文化活動への参加及び発表の場の創出

施策の方向性3 社会の変化に対応する学校教育の推進

AIや情報技術が急速に進展する変化の激しい社会では、柔軟な思考と主体的な学びを育む必要があります。

また、こどもがその変化を前向きに捉え、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成することが求められています。

本市では、こうした社会の変化に対応する教育に力を入れることにより、自らの生活や将来を考える力を高め、意欲と実践力を持ったこどもの育成を目指します。



施策① 探究型の学力を育む読書教育の推進

様々な問題に対して、自ら考え、判断し、解決に向けて実践する力を身に付けるためには、基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して、自ら課題を持ち、探究する学習活動を展開していくことが必要です。

そのため、学校図書館資料や情報機器等の物的環境と人的環境の整備を進め、学校図書館の3つの機能である学習センター、情報センター及び読書センターのうち、学習センター及び情報センター機能の拡充を図り、全教育課程における「調べ学習」を推進するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かし、探究的な学力を育成します。

また、学校図書館と他校の学校図書館、市立図書館、博物館、公民館等の社会教育機関を結んだ「人」「もの」「情報」のネットワークを拡充し、学校図書館を核とした学習活動を推進します。

【主な取組】

- 学校図書館の学習センター・情報センター機能の拡充と、「調べ学習」及び「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」の推進
- 「人」「もの」「情報」のネットワークの拡充
- 「学び方ガイド」を活用した学び方の指導の充実
- 学校図書館を支援する学校図書館支援センターの充実

施策② 情報活用能力を育む情報教育の推進

情報社会に生きるこどもは、様々な情報伝達手段の特性を理解し、情報を取捨選択し、適切に活用できる情報活用能力を身に付ける必要があります。

そのため、タブレット端末や情報通信ネットワークなどの情報伝達手段を活用するために必要な環境整備と ICT 活用に向けた教師の資質・能力の向上を図り、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。

また、教科等の学習において、様々なメディアを通じて得られる情報についての正しい知識の習得や、こどもがプログラミングを体験しながら、コンピュータを活用するために必要な論理的思考力を身に付ける学習を行います。

さらに、情報社会のいわば影の部分である SNS 等を介した有害情報や人権侵害等に対応できるこどもを育成するため、情報発信に伴う責任や危険回避などの情報モラル指導を行い、情報を正しく安全に利用する力を育みます。

【主な取組】

- タブレット端末、情報通信ネットワークを活用した学習活動の充実
- 発達段階に応じた情報活用能力の育成
- 情報モラル指導の充実
- 教職員のコンピュータ・リテラシーの向上

施策③ 社会的・職業的な自立に向けたキャリア教育の推進

社会の変化が急速に進む中、こどもには将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。

そのため、教育活動全体を通じて、こどもが学ぶことと自身の将来とのつながりを見通しながら、社会人、職業人として自立していくうえで必要な基盤となる資質や能力を身に付けられるよう、発達の段階に即したキャリア教育を推進します。

また、家庭・地域の力を活かした、こどもが主体的に関われる職業教育を推進します。

【主な取組】

- 教育活動全体を通じた、発達の段階に即したキャリア教育の推進
- 家庭・地域と連携したこどもが主体的に関われる職業教育の推進

施策④ コミュニケーション能力を育む外国語教育の推進

これからの国際社会に生きるこどもは、グローバルなものの見方や広い視野を持ち、異なる文化を持った人とともに協調して生きていくことが必要です。

そのため、外国の言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ることができるこどもの育成に努めます。

また、母国「日本」や郷土「そでがうら」に古くから伝えられている伝統や文化、歴史等を学ぶ機会の充実を図り、見識を広げることで、国籍や言語の違いを超えて、人と人との互いに深く理解し合い、協調・協働していこうとする態度や、異文化や他者を受け入れる心の育成を図ります。

小学校では、段階的に外国語に触れ、コミュニケーション能力を育成することで、国際社会へ対応できる基礎を培います。小学3・4年生では、外国語活動として体験的な活動を中心に、外国の言語や文化への興味関心を高め、外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を養います。小学5・6年生では、外国語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を養います。

中学校では、身近な事柄についてコミュニケーションが図れる能力を養うとともに、英語を実生活で活用できるようにするという観点からの指導を充実します。

さらに、小中学校の外国語の授業におけるALTと日本人の指導者とのチームティーチングにより言語活動を通じた指導の充実を図るとともに、小中学校が連携し、より外国語教育が充実したものとなるよう指導内容の工夫・改善を図ります。

【主な取組】

- 外国語の授業の工夫・改善（小学校）
- 外国語でコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成（小学校）
- 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成（中学校）
- 母国「日本」、郷土「そでがうら」の伝統文化や歴史等に関する学習の充実
- ALTを活用した外国語教育・異文化理解教育の充実

施策の方向性4 学校の教育力の向上

こども一人ひとりの健やかな成長を育むためには、教職員が自己研鑽に励み、指導力の向上に努めるとともに、教職員の力を結集し、学校全体の教育力を高めることが必要です。

そのため、教科などの専門性を高めるための研究や研修の充実を図るほか、次代を担うミドルリーダー層や若年層の教職員の育成に取り組みます。

また、こどもの発達や学び、指導の連続性を持たせるために、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小中学校等の連携を推進します。

さらに、教職員がこども一人ひとりに向き合える環境づくりを進めるとともに、地域に開かれた学校として、積極的な情報公開と学校評価の活用及び学校運営の改善を図り、学校の教育力の向上を図ります。



施策① 教職員の指導力の向上

教職員一人ひとりの指導力は、こどもの学びに直結することから、組織的に取り組むことが重要となります。

そのため、人間性や教養を高め、実践的な指導力を備えた教職員の養成を目指し、教職員一人ひとりが主体的に研修を受けられる体制を推進します。

また、ミドルリーダー層及び若年層の教職員を対象とした具体的かつ実践的な研修や、経験豊かな教職員の実践に学び、指導方法を共有・継承することにより、指導力の向上を目指します。

さらに、教職員が学校教育を取り巻く変化に対応して学び続ける環境を充実させます。

【主な取組】

- ミドルリーダー層及び若年層教職員の指導力向上に向けた教職員研修の充実
- 教科指導、ICTを活用した教育、教育相談等の研修の充実
- 今日的な教育課題や教職員のニーズに応じた研修の充実

施策② 学校間の連携の推進

こどもの発達や学び、指導の連続性を重視し、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小中学校、高等学校、特別支援学校、児童発達支援事業所等が連携し、関係を強める必要があります。

そのため、行事等におけるこども同士の交流、教職員による相互授業参観や合同研修会、情報交換会などを行い、連携を引き続き推進します。

【主な取組】

- 行事等におけるこども同士の交流促進
- 相互授業参観や合同研修会、情報交換会の実施

施策③ 教職員がこども一人ひとりと向き合える環境づくり

教職員の多忙化を解消し、教職員が学習指導、生徒指導、遊びなど、学校生活全体にわたってこども一人ひとりと向き合う時間を確保し、心のつながりを持つため、行事の精選や重点化を図り、ゆとりある教育課程を創意工夫します。

また、校務支援システムやICTを活用した学校事務の効率化等の環境づくりを進めます。

さらに、こどもにとってより良い教育を行うため、学校に寄せられる様々な要望への組織的な対応を図ります。

【主な取組】

- 教職員の働き方改革の推進
- 行事の精選、重点化、ゆとりある教育課程の編成
- 校務支援システムやICTを活用した学校事務効率化の推進
- 学校に対する要望への組織的な対応

施策④ 地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進

地域や保護者に対して開かれた学校づくりと、学校経営の組織的かつ継続的な改善が求められています。

そのため、学校教育目標や教育計画、地域との連携の進め方などについて、保護者や地域住民に積極的に情報の公開を行うとともに、コミュニティ・スクールの検討など、一層、開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域住民から信頼される学校を目指します。

また、児童生徒、保護者や地域からのアンケート、及び教職員による自己評価や学校評議員等の学校関係者による外部評価を実施し、P D C Aサイクルに基づいた学校運営の改善を図ります。

さらに、豊かな自然を活用するなど、地域の特性を生かした特色のある教育活動を推進する一環としての特認校制度について検討します。

【主な取組】

- 積極的な学校情報の公開（ホームページ、各種便りの活用）
- 学校評価の活用による学校運営の改善（積極的な公表）
- コミュニティ・スクールの検討
- 特認校制度の検討

施策の方向性5 安全・安心で質の高い教育環境の整備

学校は何よりも、こどもにとって安全・安心な場でなければなりません。

本市では、これまで学校施設の整備をはじめ、防犯カメラや防犯器具の配備を進め、安全・安心な教育環境の整備に取り組んできましたが、近年、こどもが巻き込まれる犯罪が多発する傾向にある中で、こどもの安全を守る取組は、さらにその重要性が増しています。

そのため、学校施設については、老朽化した施設等の改修や設備の設置を計画的に進めることにより、教育環境の向上を図ります。

また、地区住民による登下校時の見守り活動やスクールサポーターによる不審者対応訓練の実施など、引き続き、学校・保護者・地域住民の連携と協力によるこどもを守る取組を行います。

さらに、こどもが安心して食べられる学校給食の提供や、国際化・情報化が急速に進展する中で、児童生徒の情報活用能力を育む学校ICT化を推進することにより、質の高い教育環境の整備を進めます。

加えて、社会的、経済的格差の進行が指摘される中、家庭状況に左右されることのない教育機会の均等を図るために、要保護・準要保護の児童生徒に対する援助費の支給や奨学資金の貸付を行います。



施策① 安全・安心な教育環境の維持管理

学校施設について、地域の人口推移や実情に応じた適正な維持管理工事と照明設備のLED化や学校施設への空調設備の設置を行うなど、こどもが安心して学ぶことのできる環境を整備・充実させるとともに、各施設の定期的な安全点検を実施し、その結果に基づき適切な対応を図ります。

【主な取組】

- 学校施設の適正な維持管理と環境の整備
- 各施設の定期的な安全点検の実施と改善

施策② こどもの安全を守る方策の強化と活用

こどもが災害や犯罪から自らの身を守れるようにするために、火災や地震などを想定した避難訓練に加え、スクールサポーターの指導のもと不審者に対応する訓練を実施します。

また、多様な災害を想定した危機管理マニュアルを適宜見直し、それに即した教職員研修を実施します。

さらに、登下校中の安全を確保するため、袖ヶ浦市通学路安全対策協議会による通学路の安全対策を実施するとともに、不審者等の情報を家庭や地域で共有できるよう学校連絡メールを活用します。

【主な取組】

- 警察やスクールサポーター等との連携
- 災害を想定した避難訓練や不審者対応訓練の実施
- 危機管理マニュアルの見直しと職員研修の実施
- 袖ヶ浦市通学路安全対策協議会による通学路の安全対策の強化
- 学校連絡メールの活用

施策③ 安全・安心な学校給食の充実

「学校給食実施基準」及び「学校給食衛生管理基準」に基づき、栄養のバランスの取れた安全・安心な学校給食を提供するとともに、食物アレルギーを有する児童生徒も安心して給食を食べられるよう、学校と連携しながら児童生徒の実情に合わせた確実な対応を図ります。

【主な取組】

- 安全・安心な学校給食の充実
- 食物アレルギーへの対応

施策④ 時代の変化に対応した質の高い教育環境の整備

質の高い教育環境の実現のために、多様な学習活動に対応した学校施設の質的改善を進め、良好な学習環境の整備・充実を目指します。

また、児童生徒の情報活用能力の育成及びICT環境の整備・充実を通して、「主体的・対話的で深い学び」と、「個別最適な学び」の一体的充実を図ります。

さらに、学校図書館支援センターの支援の充実を図り、図書流通システムを活用できるように学校図書館相互のほか市図書館及び郷土博物館との連携を推進します。

【主な取組】

- 情報機器や情報ネットワーク等、学校のICT環境の充実
- 教育課程の展開に寄与する学校図書館支援センターの支援の充実
- 図書流通システムの利活用による学校図書館の充実

施策⑤ 教育機会均等の確保

すべてのこどもが等しく教育機会を得られるよう、経済的理由により就学困難と認められるこどもの保護者（要保護・準要保護世帯）に対して、必要な経費を支給し、保護者の負担を軽減します。

また、高等学校・大学等に修学しようとする意欲ある生徒・学生が、家庭の経済状況に関わらず安心して修学できるよう、必要な学資の貸付を行います。

【主な取組】

- 要保護・準要保護児童生徒援助費の支給
- 奨学資金の貸付

方針2【生涯学習】

人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します

生涯学習は、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものです。

教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、人生100年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる重要な意義を有することから、子どもや若者、社会人、高齢者など、年齢を問わずすべての人の学習意欲に応えられるよう、生涯にわたって学び、活躍できる環境づくりを目指します。

また、自らの向上や学びの成果を地域で活かし、地域の課題に取り組み、人と人がつながり、支えあう社会教育を推進します。

◎重要施策指標

項目	令和7年度実績	令和13年度目標
身近に学習ができる機会があると思う市民の割合（※1）	48.0%	55.0%
青少年が健やかに育っていると思う市民の割合（※1）	77.5%	80.0%

※1：袖ヶ浦市まちづくりアンケート及び市民意識調査



施策の方向性！ 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実

こどもや若者、社会人、高齢者など、年齢を問わずすべての人の学習意欲に応えられるよう、多様な学習機会の提供や、図書館活動の充実を図ります。



施策① 市民への学習機会の提供と情報の発信

市民の多種多様な学習ニーズや変化する社会ニーズに応えるため、各公民館、図書館及び博物館で開催されている講座内容を充実し、様々な学習機会を提供します。

これらの生涯学習情報について、広報そでがうらやホームページ、SNS等で市民に発信します。

【主な取組】

- 市民の学習ニーズや生活上の課題に応える学習機会の提供
- 学習相談、読書相談の充実
- 地域でのボランティア活動の場の提供
- ホームページ、SNS等様々なメディアを活用した情報発信の向上

施策② 市民に親しまれる図書館活動の充実

乳幼児から高齢者まで地域の特性に即した、多種多様な学習意欲に応えられるよう電子図書館を含めた蔵書の充実による図書館サービスの向上を図ります。

また、市民一人ひとりの生活課題、地域課題の解決及びリスキリングなどさまざまな学習を支援します。

【主な取組】

- 市民の多様な学習意欲に応える図書館サービスの充実
- 市民の課題解決や学習を支援する資料提供や講座等の充実
- 電子図書館サービスのコンテンツの充実及び周知

施策の方向性2 地域の教育力の向上

心豊かなこどもの育成に向けて、地域の協力による相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、子育てや家庭教育等に関する学習の機会を提供します。

また、地域全体で心豊かな青少年健全育成に取り組みます。



施策① 家庭教育への支援

こどもへの接し方や成長についての理解や、同世代のこどもを持つ保護者同士のつながりを深める家庭教育に関する学習の場を提供します。

また、家庭教育推進協議会を開催し、関係機関が相互に情報共有を図り、家庭教育支援のあり方及び方策について協議します。

【主な取組】

- 家庭教育学級の充実
- 家庭教育推進協議会の活性化

施策② こども読書活動の推進

図書館司書とボランティアが幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小中学校等と連携し、ブックスタートやおはなし会など乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動を推進するほか、事業を円滑に実施するために必要なボランティアの育成に努めます。

また、発達年齢にあったおすすめ図書リストを発行するなど、家庭での読書を支援します。

【主な取組】

- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小中学校等との連携による作品展示等の充実
- ブックスタート事業やおはなし会の充実
- 発達年齢に応じたおすすめ図書リスト等の発行及び周知

施策③ 青少年健全育成活動の充実

各地域において、青少年相談員等による青少年健全育成関係団体が様々な活動を展開して、青少年健全育成の先導を担っています。

これらの事業をさらに充実させるため、地域の特性やニーズに対応した体験活動等の場の提供や、各団体の情報共有や連携強化など、地域全体が愛情と熱意を持って青少年を育成する環境を整備します。

【主な取組】

- 公民館における青少年教育推進事業の充実
- 青少年健全育成団体の活動への支援
- スクールサポーターと連携した児童生徒健全育成活動の推進
- 非行防止活動の推進

施策④ 放課後こども教室の拡充

小学校の余裕教室等を活用し、地域住民や保護者、ボランティアの協力を得て、放課後に多様な体験活動や異学年・世代間交流を行う、放課後こども教室を拡充して実施します。

また、こどもの安全・安心な活動場所を設けるとともに、地域全体でこどもを育む環境づくりを推進します。

【主な取組】

- 放課後こども教室の拡充

施策の方向性3 つながり、支えあう社会教育の充実

人と人とのつながりが希薄となる中、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくりが一層重要であると言われています。

そのため、地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である公民館をはじめとした社会教育施設において、自分が暮らす地域の課題や生活上の課題を学習テーマとした講座の開催など、受講者の学習意欲の向上や充実感を促進する社会教育活動の推進を図るとともに、主体的な学習活動を支援する社会教育の人材育成を図ります。



施策① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進

各地域の課題や生活上の課題を学習テーマとした講座を開催し、学びを通じた地域づくりを行います。

また、受講者が主体となった活動が展開できるよう支援します。

【主な取組】

- 地域課題等をテーマとした講座の実施
- 市民が主体となった活動への支援
- 人と人をつなぐ公民館活動の充実

施策② 社会教育関係団体の活動への支援

社会教育関係団体等が、自主的な活動を継続できるよう、団体活動の活性化に向けた支援と助言を行います。

【主な取組】

- 社会教育関係団体等の活動への助言
- 社会教育関係団体連絡協議会への支援
- 利用者懇談会の実施

施策③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進

市民の主体的な学習活動を支援するため、地域の人材をボランティアとして育成し、社会教育機関等で実施する事業での活用を図ります。

また、社会教育推進員等の生涯学習ボランティアの講習会や研修会を開催し、活動をしていくうえで必要となるスキルの向上を図ります。さらに、新たな人材を確保するための周知活動を展開します。

【主な取組】

- 生涯学習ボランティアへの活動支援
- 生涯学習ボランティア養成講座の実施
- 学びを支える人材の確保と育成

施策④ 社会教育施設等のあり方の検討

社会教育施設等について、柔軟で持続可能な運営体制や施設機能の見直しなどを踏まえ、今後のあり方を検討します。

【主な取組】

- 社会教育施設等の維持管理
- 図書館等施設及びネットワークの適切な維持管理
- 地区会館のあり方の検討

方針3 【文化財・文化芸術】 文化財に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します

郷土の伝統や文化を守り後世へ伝えるには、関心を深めるとともに伝承・発展させるための教育の推進が重要です。

また、文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間らしく生きる糧であり、豊かな心を育みます。

そのため、伝統や文化財を尊重し郷土愛を育む取組を推進するとともに、市民が文化芸術に触れる機会を提供し、楽しさや感動などをもたらすとともに、文化芸術活動への参加を促します。

◎重要施策指標

項目	令和7年度実績	令和13年度目標
1年間に芸術を鑑賞した市民の割合 (※1)	41.8%	43.3%
袖ヶ浦の歴史・文化に興味・関心を持っている市民の割合(※1)	52.3%	55.0%

※1：袖ヶ浦市まちづくりアンケート及び市民意識調査



施策の方向性！ 郷土の歴史と文化を学び、伝える活動の推進

社会が急速に変化する中で、市民が心のよりどころを持ち、市の未来を創造していくうえで、郷土の歴史と文化について理解を深めることは重要です。

そのため、国史跡山野貝塚をはじめとした文化財の調査・研究を進めるとともに、その保存・活用に取り組みます。

また、蓄積した地域資料と情報について、デジタル技術等を活用して効果的に公開することにより、市民自ら文化財を伝える活動を実施してもらうとともに、関係人口や交流人口の増加への寄与を図ります。



施策① 国史跡山野貝塚の研究・保存・活用

山野貝塚は、房総半島に現存する縄文時代後・晩期の大型貝塚としては最南部に位置する重要な遺跡で、平成29年に国史跡に指定されました。

国民共有の財産として恒久的に保存し後世に伝えていくため、山野貝塚の保存・活用の推進に向け、整備基本計画に基づく整備を実施します。

また、ボランティア活動をさらに活発化するために、山野貝塚に関わる活動に必要な知識等を習得するための講座等を実施するとともに、ボランティアの自立的な活動を促進します。

【主な取組】

- 山野貝塚の保存・活用事業の実施
- 山野貝塚の整備の実施
- 山野貝塚ボランティアの募集・講座の開催

施策② 文化財の保存・活用

本市には、地域の歴史・文化等を示す重要な文化財が数多く伝えられており、後世へ継承していく必要があります。

そのため、文化財の調査・研究を行い、重要なものについては市指定文化財に指定して保護するとともに、保存管理や継承活動に対して必要な支援を行います。

また、デジタル技術等を活用し、文化財の保存や情報発信、公開の機会を設けることで、文化財の価値や重要性を広く周知し、文化財保護の機運を高めます。

さらに、関係機関との連携や、市民との協働による調査・研究活動を展開し、地域全体で文化財の保存・活用を進めます。

【主な取組】

- 文化財の調査研究
- 文化財の指定及び指定文化財の保存・管理への支援
- デジタル資料の蓄積と地域の文化財の公開や活用の促進
- 調査研究成果や文化財情報の発信

施策③ 無形民俗文化財の保護と継承

本市には、上総掘りの技術や飽富神社の筒粥神事などの無形民俗文化財が継承されており、国や県、市指定文化財として保護しています。

これらの無形民俗文化財は、伝承者の高齢化や、新規継承者の育成が困難であることなど、今後、その技術等が次世代に継承されないことが危惧されています。

そのため、無形民俗文化財を継承する個人や団体の活動について後継者育成のための取組を支援するとともに、その現状を記録していきます。

また、無形民俗文化財の活動内容を市内外に周知し、公開の機会を提供することで、郷土で育まれた無形民俗文化財についての理解を深めます。

さらに、上総掘りの技術については、掘削技術を周知するほか、次世代へ技術を継承する人材の育成と、技術を活用した井戸掘削の実践と利活用を図ります。

【主な取組】

- 無形民俗文化財等の情報発信及び周知
- 無形民俗文化財の活動及び継承への支援
- 無形民俗文化財の記録作成
- 上総掘りの技術の継承に向けた人材育成等と井戸の掘削

施策④ 市民とともに歩む博物館活動の充実

地域に残る資料について収集・保存・管理に向けた調査研究に努め、成果を展示やデジタルアーカイブ等として公開・活用することで、地域の魅力を発信するとともに、郷土愛を育成します。

また、郷土博物館については、市民学芸員や友の会員をはじめとした協力者を養成し、様々な情報発信や協働による魅力あふれる博物館事業を実践することで、社会教育の拠点としてだけでなく、市民の地域交流・世代間交流の場として、すべての人々にとって利用しやすい博物館を目指します。

【主な取組】

- 地域資料の収集・保存・管理に向けた調査研究
- 地域資料のデジタル化と公開
- ボランティア等の養成と博物館活動を通じた生きがいの醸成
- 博物館の資料と人材を活用した地域交流・世代間交流の促進
- 誰にでもやさしい博物館の利用促進

施策の方向性2 地域に根差した文化芸術活動の推進

優れた文化や芸術に触れることは、個々の生活をより豊かにし、うるおいをもたらします。しかし、文化芸術に親しみ、楽しむことを望みながらも、参加する機会を得ることができないといった声もあります。

そこで、多くの市民が、気軽に優れた文化芸術に親しみ新たに参加することができる機会を提供するとともに、多種多様なジャンルの創造活動を行う市民への支援や、活動の成果を発表する機会を提供します。

また、次代を担う若者が文化芸術活動を開始するきっかけづくりとして、第一線で活躍する芸術家などを講師に迎えた体験教室を開催します。

さらに、優れた文化芸術活動を行う団体を支援し、鑑賞機会の充実を図ります。



施策① 文化芸術振興のための市民活動の支援

文化芸術活動を行う個人や団体の協力を促すとともに、市民と行政との協働により文化芸術活動を活性化できるように、展示や発表の機会を提供するなどの様々な支援を行います。

【主な取組】

- 市民の文化芸術活動や文化芸術団体の事業への支援
- 文化芸術活動を行う市民・サークル・団体等への発表の機会の提供

施策② 文化芸術鑑賞と体験機会の充実

市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

また、質の高い芸術を鑑賞する機会を提供する団体への活動を支援します。

さらに、次代を担う若者の文化芸術活動への参加を促す体験教室を開催します。

【主な取組】

- 市民が身近で鑑賞できる美術展・展覧会等の開催支援
- あらゆる世代を対象とした鑑賞機会の提供
- 若者を対象とした文化芸術活動体験教室の開催

第5章 教育ビジョン後期計画の推進と進行管理

1. 具現化に向けた年度別方針の策定と点検評価

教育ビジョン後期計画に示した施策等の実効性を確保するには、目標を定め取り組むことが重要となります。

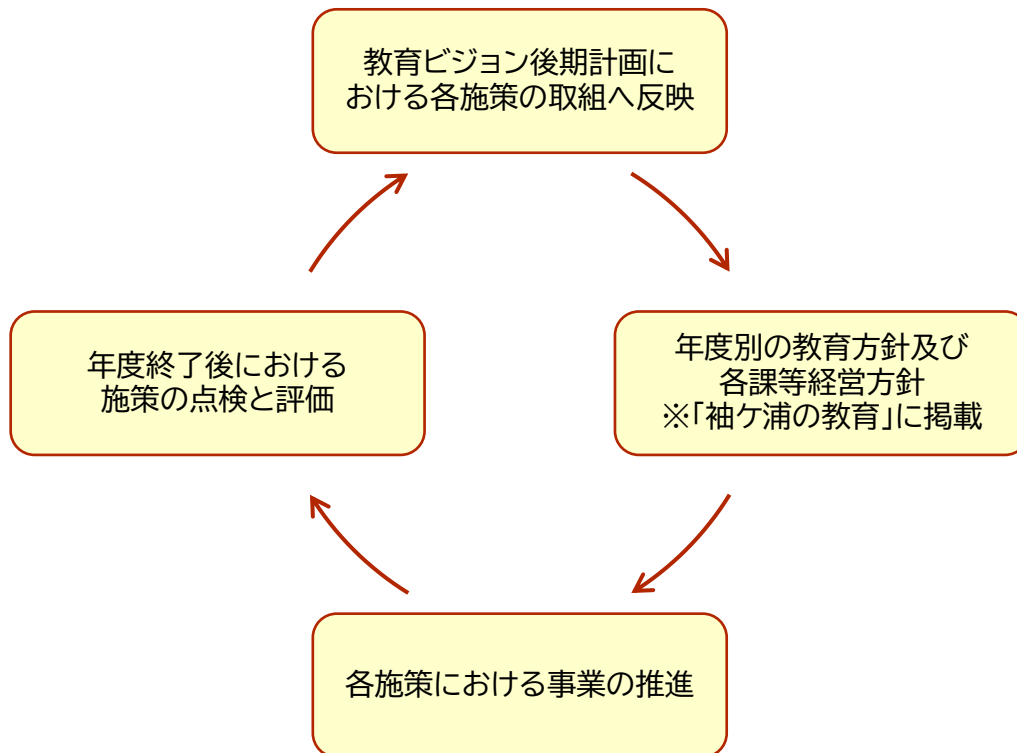
そのため、市教育委員会は、施策体系に沿って毎年度「教育の基本方針」を定めるとともに、関係各課の経営方針を策定して事業を推進します。

また、これまで教育ビジョンの施策を計画的に進めるために、計画に基づいた施策事業について点検評価を行い、その結果に基づき改善や見直しを行う事業評価方式（P D C Aサイクル）を導入してきました。

教育ビジョン後期計画においても取組を継続し、計画の実効性と有効性について検証を行い、効果的な推進と施策の改善につなげていきます。

なお、この内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく、教育委員会の点検と評価として位置付けるものとします。

教育ビジョン後期計画の推進イメージ



2. 情報の公開

教育ビジョン後期計画に示された施策を推進するうえでは、情報の公開を進め、教育に対する市民の理解を深めることも必要です。

これまでも、ホームページや広報等の媒体を活用することや、市教育委員会議をはじめとした各種会議の公開を通じた情報の公開を進めています。

今後も、様々な機会を捉え積極的に情報の公開に努め、開かれた教育委員会として市民の理解と教育活動への参加を推進します。

3. 関係部門との連携

教育ビジョン後期計画は、市教育委員会が実施する幼児期から生涯にわたる切れ目のない「学び」を支援するものですが、教育を取り巻く環境は大きく変化し様々な課題が顕在化・複雑化する中で、市教育委員会の施策だけでは解決が難しくなっています。

そのため、本ビジョンに示された施策については、子育て・健康づくりなど、関係部門との連携・協力を図りながら、引き続き効果的に施策を実施していきます。

4. 新たな教育課題などの研究とその成果の反映

教育は、幼児教育、学校教育、社会教育など広範囲にわたりますが、社会を取り巻く様々な要因により多くの課題を抱えています。

教育ビジョン後期計画では、「未来を創る 心豊かでいきいきとした 人づくり」を基本目標に、本市の今日的な課題にも対応した内容を計画に反映しています。

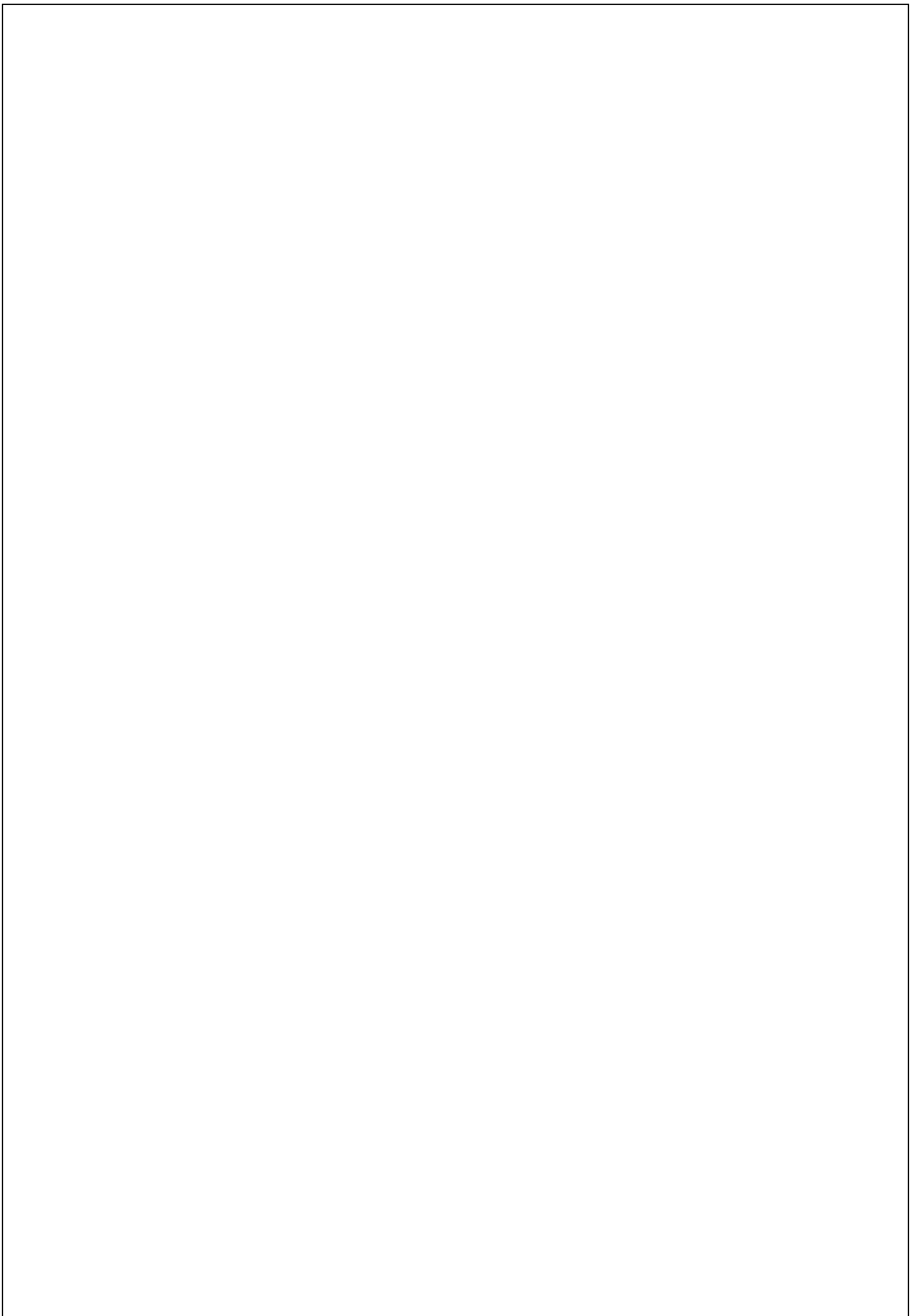
また、教育ビジョン後期計画は6年間の計画期間として策定しましたが、社会環境や自然環境が変化し続ける中で、新たな課題が顕在化し、新たな取組が必要となることも考えられます。

引き続き、教育ビジョンの推進にあたっては、「教育基本法」や国の教育振興基本計画、市の総合計画を根底に据えながら、教育を取り巻く環境の変化に的確に対応していきます。

参考資料

計画の策定経過

年月	会議等名	内容
令和7年6月	教育委員会定例部課長会議	第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画策定方針について（協議）
令和7年6月	教育委員会定例会	第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画策定方針について（審議）
令和7年6月		第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画策定方針の決定
令和7年7月	総合教育会議	袖ヶ浦市教育大綱の見直しに向けた考え方について（協議）
令和7年8月	教育委員会定例部課長会議	第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画（素案）について（協議）
令和7年8月	教育委員会協議会	第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画（素案）について（協議）
令和7年10月	教育ビジョンに関するアンケートの実施	市内小学4年生から中学3年生までの児童生徒及び市内小中学生の保護者へのアンケートを実施
令和7年11月	教育委員会協議会	第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画（案）について（協議）
令和7年12月	教育委員会協議会	第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画（案）及びパブリックコメント手続の実施について（協議）
令和7年12月	パブリックコメントの実施	第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画（案）に係るパブリックコメント手続の実施 令和7年12月20日～令和8年1月19日
令和8年1月	教育委員会協議会	パブリックコメント手続結果について（報告）
令和8年1月	総合教育会議	袖ヶ浦市教育大綱（案）について（協議）
令和8年2月	教育委員会定例会	第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画について（議決）



第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画

(袖ヶ浦市教育振興基本計画)

令和8年2月策定

令和8年3月発行

袖ヶ浦市教育委員会